

議案第62号

葛飾区暴力団排除条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区暴力団排除条例の一部を改正する条例

葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 9 条第15号から第20号までに掲げる行為」を「第 9 条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）」に改める。

付 則

この条例は、平成24年11月 1 日から施行する。